

東京2020に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係るワーキンググループの開催  
について

令和2年1月31日  
東京2020に向けたアスリート・観客の暑さ対策  
に係る関係府省庁等連絡会議議長決定

1. 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた暑さ対策について、昨夏の試行で明らかになった課題等を関係機関で共有し、大会本番に向けて、関係機関が連携して強化すべき取組の検討を行うため、東京2020に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る関係府省庁等連絡会議の下に、東京2020に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係るワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。
2. ワーキンググループの構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、その他関係者の出席を求めることができる。

座長 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会  
推進本部事務局参事官

構成員 消防庁消防・救急課長  
外務省東京オリンピック・パラリンピック要人接遇事務局次長  
厚生労働省医政局地域医療計画課長  
厚生労働省健康局健康課長  
観光庁参事官(MICE担当)  
気象庁総務部企画課長  
環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室長  
環境省大臣官房環境保健部環境安全課長  
東京都オリンピック・パラリンピック準備局運営担当部長  
東京都オリンピック・パラリンピック準備局運営推進担当部長  
東京都環境局環境政策担当部長  
東京都環境局地球環境エネルギー部長  
東京都福祉保健局総務部企画担当部長  
東京都福祉保健局医療政策部長  
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会  
ゲームズ・デリバリー室暑さ対策推進担当部長

オブザーバー 北海道環境生活部スポーツ局長  
宮城県震災復興・企画部オリンピック・パラリンピック大会推進局長  
福島県企画調整部文化スポーツ局長

茨城県県民生活環境部オリンピック・パラリンピック監  
埼玉県県民生活部スポーツ局長  
千葉県環境生活部オリンピック・パラリンピック推進局長  
神奈川県スポーツ局オリンピック・パラリンピック担当部長  
山梨県オリンピック・パラリンピック推進局長  
静岡県文化・観光部スポーツ局長

3. ワーキンググループの庶務は、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。